

**(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改定版】(素案)
に関するパブリックコメント(市民意見公募)の実施結果について**

(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改定版】(素案) に関するパブリックコメント(市民意見公募)の実施結果について、本市の意見を付して公表します。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

なお、いただいた意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

1. 実施概要

件名	(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改定版】(素案) について
公募期間	2022年(令和4年)10月11日(火) から 11月10日(木) まで
配布資料等	(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改定版】(素案)
配布資料の閲覧場所	人権男女共同平和国際課、市役所(本庁舎・分庁舎)総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ9月25日号、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方およびその他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出所又は任意の用紙に意見と氏名、住所、意見を提出できる方の区分を記入し、郵送、ファクス、持参、市ホームページの専用提出フォーム(電子申請)の方法で、人権男女共同平和国際課に提出

2. 実施結果

指針の素案に対して、6人から34件のご意見をいただきました。

(1) 意見の内訳

項目	件数
I 指針の基本的な考え方に関するもの	7
II 人権課題の解決に関するもの	23
1 ジェンダー平等社会の実現に関するもの	2
2 子どもの人権尊重に関するもの	2
4 障がいのある人の人権尊重に関するもの	2
5 部落差別(同和問題)の解決に関するもの	9
6 外国につながる人の人権尊重に関するもの	4
11 インターネット上における人権尊重に関するもの	2
12 さまざまな人の人権尊重に関するもの	2
III 人権施策の推進に関するもの	3
IV その他	1
合計	34

(2) 意見提出方法の内訳

方 法	人 数	件 数
ファクス	1	17
市ホームページ（電子申請）	5	17
合 計	6	34

(3) 意見等の反映状況

区 分	件 数
ア 新たな指針に反映させる	12
イ 指針に考え方が含まれている	2
ウ 施策等として取り組んでいる	2
エ 今後の取組の参考とする	18
計	34

以 上

【問い合わせ先】

藤沢市企画政策部 人権男女共同平和国際課

電 話：0466 (50) 3501

ファクス：0466 (50) 8436

E-mail：fj5-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
I 指針の基本的な考え方に関するもの			
1	第1章「◇人権指針の改定にあたっての趣旨と背景」の4行目に、具体的に施行された法令や条例を記載する。課題別には取り上げられているが、人権にかかわる全体の情勢として取り上げたほうが理解がもっと深まる。	法令等の整備状況については、【近年の主な動向】や、人権課題ごとのページに記載しています。指針改定の趣旨と背景として、多様化・複雑化する人権問題の状況に重点を置いて記載しました。	指針に考え方が含まれている
2	第1章欄外 用語解説「※1ヘイトスピーチ」で言っているのはヘイトスピーチ解消法（第2条）の定義に基づく説明であることを記載すべき。 また、「～危害を加えようとしたり」の後に「地域社会から排除、孤立させようとする差別を扇動する不当な言動のこと」を追加し、主旨を補強する。	用語解説でのヘイトスピーチの説明は、内閣府が平成29年に実施した「人権擁護の世論調査」の中で使用されており、法務省ホームページのヘイトスピーチの説明にも使用されているため、記載のとおり引用しています。	今後の取組の参考とする
3	第2章「共通施策（1）課題やニーズの把握」本市では、このような「声なき声を拾い上げ、人権課題の解決につなげていくため、」の後に「人権の課題を抱えている当事者の訴えを受けとめ」を追加する。	御意見の趣旨をふまえ、「声なき声」を拾い上げ、を「声なき声を拾い上げるとともに、人権課題に直面している当事者の訴えを受けとめ、」に改めました。	新たな指針に反映させる
4	第2章「共通施策（2）人権教育・人権啓発の推進」に、「市は市職員、市民を対象に人権教育、人権啓発を積極的に行います。又市に関係する事業者、機関、団体等へも人権教育、人権啓発を積極的に行うことへの協力を求めます。」を挿入する。	本市ではこれまでも、すべての人を対象に人権教育・人権啓発を進めており、新たな指針では多様な主体との連携・協力しながら推進していくことを記載しています。	指針に考え方が含まれている
5	第2章「共通施策（3）相談支援の充実」の最後の行に、「相談支援では解決（救済）できない確信的な人権侵害、差別言動に対応するための方策・救済策について検討します」を追加する。	いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	今後の取組の参考とする
6	第2章「共通施策（4）パートナーシップによる取組」に次の文を追加する。 ■当事者団体との連携 人権の課題に取り組むためには、まず、それぞれの人権の課題の当事者の置かれている現実に学ぶことによって、人権の課題をより具体的に理解を深め、複雑かつ多様化する人権の課題に取り組んでいくことができます。 【具体的な取組】 人権研修などの機会に、当事者を講師に、実施したり、当事者団体との交流を行う。	ご意見の趣旨をふまえ、 ■市民活動団体の役割と取組 の中に、「当事者団体等」を追加し、 【具体的な取組】 に、当事者団体との交流を記載しました。	新たな指針に反映させる
7	「■市民活動団体の役割と取組」1行目「NPO法人やボランティア団体」の後に「被害当事者団体（支援者含む）」を加える。	ご意見の趣旨をふまえ、「当事者団体等」を追加しました。	新たな指針に反映させる

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
Ⅱ 人権課題の解決に関するもの			
1 ジェンダー平等社会の実現に関するもの			
8	(素案)では「性自認」と書いてあるが、この分野で使われる「性自認」については不確定な概念で最近大きな問題になっているため、「性自認」という単語を当然のように使って普及させないでほしい。この表現は削除してほしい。	トランスジェンダーをはじめ、ジェンダーに不一致な人が直面する人権課題や困難を理解するためには、性自認の概念は不可欠な要素の一つと捉えています。 ご指摘の大きな問題はお寄せいただいたご意見から読み取ることは難しく、性犯罪と多様な性の理解促進に因果関係は認められないことから、本表現を削除することは考えておりません。	今後の取組の参考とする
9	藤沢市はパートナーシップ制度を導入しているが、パートナーシップ制度は婚姻制度と矛盾する部分がある。制度の継続については、政策の見直しを検討してほしい。	パートナーシップ宣誓制度は、法律上の婚姻制度の中で悩みや生きづらさを抱える人がいる現状を踏まえ、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の関係であることを宣誓したことに対し、受領証を交付するものです。本制度が法律上の婚姻制度を否定するものではなく、法律に違反するものとは考えておりません。	今後の取組の参考とする
2 子どもの人権尊重に関するもの			
10	ヤングケアラーの問題を「人権」の課題としてとらえたことは評価するが、もう一步踏み込んで、厚労省や神奈川県教委等も言うように、子どもの「学ぶ権利」や「成長する権利」などが侵害されているから問題なのだ、という記述にしてはどうか。	ヤングケアラーの記述を、「自分に時間を持つことができず、友人との関係や学校生活のほか、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼすことが懸念されています」に改めました。	新たな指針に反映させる
11	「子どもの権利条約」の「4つの権利」の中に「参加する権利」があるが、「施策の方向性」の中では弱い。学校で教師がルールを敷き、ゴールが決められているという「参加」ではなく、自分で考え、発言し、行動し、何かを変える・作るという経験を子どもの頃から積み、自分で考え、発言し、行動するおとなが増えていかないと、藤沢市も日本社会全体も停滞していく。現在の学校のシステムの中ではむずかしいと思うが、先生たちのそのような教育活動を藤沢市の教育行政も推進し、支えていただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	今後の取組の参考とする
4 障がいのある人の人権尊重に関するもの			
12	10行目 「津久井やまゆり園」優生思想という差別思考に基づく犯罪「ヘイトクライム」であることを明確にするため、「～偏見や差別的思考を背景とした殺傷事件～」に「優生思想(差別的思考)を背景とした殺傷事件(ヘイトクライム)～」に補強する。	当該事件は「障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした殺傷事件」とする現在の記載に誤りがないこと、また、政府は現時点においてヘイトクライムについて定義していないことから、本表現のままとなりました。	今後の取組の参考とする

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
13	<p>学校教育の中でインクルーシヴ教育が進んでいない。文科省が特別支援学級に在籍する児童・生徒の普通級で過ごす時間数を制限するよう通知したが、藤沢市はそれにとらわれずに、児童・生徒の交流を進められる施策をとっていただきたい。</p> <p>「施策の方向性」に「インクルーシヴ教育のいっそうの推進」を追加していただきたい。</p>	<p>本市では、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導や、いじめや不登校、学校生活に関する不安等、一人では解決できない課題を抱えて困っている児童生徒へ適切な支援を行うなど、「支援教育」の充実に取り組んでおり、「ともに学びともに育つ」学校教育をめざしています。</p> <p>今度とも支援教育の充実を図るため、さらなる学校の支援体制の確立や外部機関との連携を進めてまいります。</p>	<p>施策等として取り組んでいる</p>
5 部落差別(同和問題)の解決に関するもの			
14	<p>「現状」 「その後も一連の特別措置法に基づき、さまざまな事業が実施され、同和地区の生活環境はある程度改善されましたが」のあとに、「差別の結果として教育や就労などの生活の課題や根強い部落差別意識はなくなりませんでした。」を加える</p>	<p>いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
15	<p>「課題」 「これまでのさまざまな取組により、同和地区の生活環境やあらゆる格差は改善されました」というのは、「現状」の記述と違っており、誤りである。「現在も部落の生活課題は深刻な事例もあり、また、市民の部落に対する差別偏見はなくなっておりません。」そしてさらに「近年……」に続ける。</p>	<p>現状の記述に合わせ、課題の記載を「同和地区の生活環境はある程度改善されましたが、近年…」に修正しました。</p>	<p>新たな指針に反映させる</p>
16	<p>「施策の方向性」 <input type="checkbox"/>課題やニーズの把握 に次の文を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する市民意識調査の中でも、「結婚相手」や「身元調査」に関する設問など、実態が把握できるよう工夫します。 ・生活相談の問題は、生活実態を把握する上で、必要なので、県などと連携して状況を把握します。 ・インターネット上の差別書き込みなどは、藤沢市独自にモニタリング事業を行い、実態を把握します。 	<p>いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
17	<p>「施策の方向性」 <input type="checkbox"/>人権教育・人権啓発の推進 に次の文を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別の問題について、理解と認識を深めるために、当事者から学ぶことが有効なので、教育や啓発の様々な場面で、進めていきます。 ・部落差別と向き合い、何が差別なのか、差別をなくすためにどうするかという視点で考える人権教育をめざします。 	<p>いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
18	<p>「部落探訪シリーズ」は依然としてネットから削除されることなく残り続けており、ヘイトスピーチは藤沢の駅頭でも街頭宣伝が行われ、それがYouTubeなどで拡散されている事実もある。</p> <p>「実効性のある取組」が必要だが、そのための具体的な施策が「人権啓発の推進」だけでは「実効性」は確保できないのではないかと。差別的な書き込みの「モニタリング」と「削除要請」を、ぜひ記載していただきたい。</p>	<p>神奈川県は、インターネットモニタリングを外部委託により実施しており、差別的書き込みを確認した場合、横浜地方法務局にプロバイダに対する削除要請を依頼しています。自治体の事業としてモニタリングを行う場合、目的や成果指標、調査範囲や差別の判定基準など、さまざまな検討を行う必要があることから、まずは相談・通報窓口の周知に努め、ご指摘の趣旨は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
19	<p>「□相談支援の充実」2行目 「本人通知」を継続して実施します。を、「本人通知」を継続して実施し、「事前登録型」へと発展させます（又は検討します。）に修正。 この制度を先見的に導入した藤沢市がさらに「事前登録型」へと制度を発展させるべき。</p>	<p>本人通知制度については、制度の型式にかかわらず継続することから、本表現のままとしました。いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
20	<p>「施策の方向性」 □相談支援の充実 に次の文を追加する ・人権侵害を受けた時の相談体制を構築し、被害者の救済に取り組みます。 ・被差別部落の人たちの生活相談に対する支援を行います。 ・「本人通知制度」については、現在の「被害告知型」では実効性がないので「事前登録型」を導入します。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
21	<p>部落差別（同和問題）「施策の方向性」 □パートナーシップによる取組 ・「国や関係団体等とともに」に、「当事者団体」を追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、追記しました。</p>	<p>新たな指針に反映させる</p>
22	<p>欄外 用語解説 「※1 えせ同和行為：同和問題～」を、表題に合わせ 「※1 えせ同和行為：部落差別（同和問題）～」に修正。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、修正しました。</p>	<p>新たな指針に反映させる</p>
6 外国につながるのある人の人権尊重に関するもの			
23	<p>表題の下、1行目に「現状」を入れる。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、追記しました。</p>	<p>新たな指針に反映させる</p>
24	<p>他の章と一致させ、整合性をとるため、現状が記載されている「課題」の1～12行目は「現状」へ移動し、文章を整理する。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、文章を整理しました。</p>	<p>新たな指針に反映させる</p>

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
25	今後、外国人人口の増加に伴い子どもたちも増えると見込まれる。学校教育だけで対応出来ない相談や対応、子どもたちをサポートするために居場所作りが求められているため、「□相談支援の充実」「外国につながる市民の子どもたちの居場所づくりを進めます。」を挿入する。	いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	今後の取組の参考とする
26	「相談支援の充実」は相談にとどまらないので、「コミュニケーション支援」として、「日本語学習支援」「外国につながる市民の居場所作り」を追加していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	今後の取組の参考とする
11 インターネット上における人権尊重に関するもの			
27	すでに施行されているため、「現状」の4行目以降「～2021年（令和3年）4月に改正され、2022年10月に施行されました」とする。	ご意見の趣旨をふまえ、修正しました。	新たな指針に反映させる
28	市独自に相談体制の強化、モニタリングなどの監視体制を強めることも必要であるため、「本市での主な取組」の「2 ネット上のいじめ、人権侵害について」の項に「プロバイダーとの協力」「市としてのネットパトロール、モニタリングを行う」「被害者からの相談体制の強化」の文を挿入する。	自治体の事業としてモニタリングを行う場合、目的や成果指標、調査範囲や差別の判定基準など、さまざまな検討を行う必要があることから、まずは相談・通報窓口の周知に努め、ご指摘の趣旨は今後の取組の参考とさせていただきます。	今後の取組の参考とする
12 さまざまな人の人権尊重に関するもの			
29	「その他」の表現は、11までの課題から位置づけがダウンしているように映るため、（1）「その他課題」を削除し、前文はそのまま生かし、以降、①→（1）、②→（2）、③→（3）、④→（4）、⑤→（5）、⑥→（6）、⑦→（7）、（2）→（8）とする。	ご意見の趣旨をふまえ、①～⑦を（1）～（7）に修正し、当初の（1）（2）は削除しました。	新たな指針に反映させる
30	「嫡出子」「非嫡出子」は、差別意識を助長する表現と受け止められる。「婚外子」とし、（非嫡出子）は削除する。	ご意見の趣旨をふまえ、削除しました。	新たな指針に反映させる
Ⅲ 人権施策の推進に関するもの			
31	第4章「2 人権施策の推進に向けた市の取組方針」 指針は内容が理念的、抽象的であり、指針にもとづいた実施プログラムを含む人権基本計画を策定し、指針の具体化をはかる必要があるため、次の文章を追加する。 「人権指針にもとづく人権基本計画を策定し、指針を具体的実効性あるものとし、す。」	指針は人権施策に関する姿勢や施策推進の方向性を示すもので、具体的実施施策を記載するものではありませんが、これまでの経緯とご意見の趣旨を踏まえ、第4章1 人権施策の推進体制の中に、人権施策のさらなる充実に向けた検討の例として、条例の制定について記載しました。	今後の取組の参考とする

番号	意見概要	市の考え方	反映状況
32	<p>第4章「2 人権施策の推進に向けた市の取組方針」 現行の指針まで「人権基本条例の検討」「人権に関する条例の制定検討」がすでに明記されており、今指針では策定へ向けて具体的な方向性を示す必要があるため、次の文章を追加する。</p> <p>「人権文化をはぐくみ、差別のない人権尊重のまちづくりをすすめるために人権尊重条例を策定（又は検討）します。この条例は「指針」をさらに発展させ、人権行政の総合的推進、市民とのいっそう協働連携、人権侵害や差別的言動（ヘイトスピーチ）の防止、被害からの救済を目的とします。」</p>	<p>指針は人権施策に関する姿勢や施策推進の方向性を示すもので、具体的実施施策を記載するものではありませんが、これまでの経緯とご意見の趣旨を踏まえ、第4章1 人権施策の推進体制の中に、人権施策のさらなる充実に向けた検討の例として、条例の制定について記載しました。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
33	<p>第4章「2 人権施策の推進に向けた市の取組方針」 悪質な差別、人権侵害、ヘイトスピーチなど、人権侵害全般に対応した人権尊重条例の策定が全国的にも拡大している。 人権文化をはぐくむという先進的な理念を持つ藤沢市において、人権尊重条例が検討され、早期に策定されることを期待する。</p>	<p>指針は人権施策に関する姿勢や施策推進の方向性を示すもので、具体的実施施策を記載するものではありませんが、これまでの経緯とご意見の趣旨を踏まえ、第4章1 人権施策の推進体制の中に、人権施策のさらなる充実に向けた検討の例として、条例の制定について記載しました。</p>	<p>今後の取組の参考とする</p>
IV その他			
34	<p>市民意識調査結果について</p> <p>Q23 部落差別（同和問題）解消のための考えで、「市民の一人として、他人事と思わず、身近な場面で解決に向けて努力したいと思う」（19.3%）以外の回答は理解していないことを示している。 より一層の人権教育・啓発が必要。</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、引き続き新たな指針に基づき正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発を進めてまいります。</p>	<p>施策等として取り組んでいる</p>